

平成19年第6回美郷町議会定例会

議事日程（第4号）

平成19年9月11日（火曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第53号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第54号 美郷町堆肥センター設置条例の一部改正について
- 第 3 議案第55号 美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 4 議案第56号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第4号
- 第 5 議案第57号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号
- 第 6 議案第58号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号
- 第 7 議案第59号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第 8 議案第60号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号

付託陳情審議（委員長報告 質疑～討論～表決）

- 第 9 陳情第10号 「割賦販売法の抜本的改正を求める陳情書」について
- 第10 陳情第11号 「非核・平和自治体宣言」の採択を求める陳情について
- 第11 陳情第12号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情について
- 追加第1 発議第12号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について
- 追加第2 発議第13号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について
- 追加第3 総務常任委員会所管事務調査について
- 追加第4 議員派遣について
- 追加第5 閉会中の継続審査及び継続調査について
- 追加第6 常任委員会委員の選任について
- 追加第7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加第8 議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加第9 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右エ門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収入 役	坂本 昇一 君	町長公室長	深澤 廣 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長	山内 英世 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	国体室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会会長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局 長	小野寺 光廣 君	教育委員長	清水 猛 君
教 育 長	後松 順之助 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	齊藤 克也 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	深澤 克太郎	庶務班 長	後藤 貞江
主 査	武田 浩之	兼 議事班 長	

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第53号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第1、議案第53号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、武藤 威君。

○9番（武藤 威君） これは平成20年の3月1日からやるという計画のようですけれども、ごみがふえ続けるということで減らしたいと。減らしたい、いわゆる労力も出し、金銭的にも出し、それからごみを出す人たちの、何と云えばいいんですか、考え方をこうだんだんにごみの減量化にみんなして努めていこうということで始めるようでございますけれども、ただ、何事もこういう計画をやる場合、計画、あるいは今幾らぐらいになっていて何年後には何となるかというような目標もある程度必要だと私は思うわけでございますけれども、大変これは難しい問題だと思いますけれども、年次計画とでもいいですか、その辺もしそういうものを話し合っておったとしたら、考えていたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

今議員おっしゃられますとおり、ごみの有料化の導入に伴いまして、将来的にごみの減量化、資源化というふうにもとれるわけですが、5カ年のごみの排出処理計画を県の方に出すようになってございます。今5カ年の計画の途中になるわけでございますけれども、県の方ともいろいろ調整しながら行っておるところです。今当面の計画の中ではごみの減量については約10%ほど減量を図りたいということで計画表を出してございます。

ただ、20年度からのいろいろなその分別数の増とか、さまざまな施策によりまして途中でこれらのパーセント等につきましては見直しをしていく必要があるかと思えます。していかなければならないと考えてございます。今現在では資源化も含めまして10%をめどに計画を策定しているところでございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第53号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第53号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第54号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第2、議案第54号 美郷町堆肥センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、戸沢藤一君。

○10番（戸沢藤一君） 合併後各地区の施設だとかについてはいろいろ研修なんかで見たはずなんですけれども、この六郷の堆肥センターについて私だけかもしれませんが、何か行った記憶もございません。それで、施設の概要をお知らせいただきたい。

それと、今相長根に建設しようとしている堆肥センター、来年7月から稼働する堆肥センターとの関係からして、この六郷の堆肥センターの将来といいますか、来年以降の存続を含めたことを考えているのか、いないのか、お知らせしてください。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） ただいまの質問にお答えいたします。

今般の条例にかかっております堆肥センターの概要でございますけれども、これは畜産環境整備事業、これによりまして平成7年に六郷のところに設置したものでございまして、面積が104.11平米、約30坪ちょっとでございます。それと施設の概要といたしましては、このほかに小型のショベルローダー1台、それから2トントラック1台、それらが所有してございます。

それからあと、二つ目の質問になりますけれども、現在建設中の堆肥センターとのコストの関係ですけれども、基本的にはこれらの施設は簡易の堆肥生産所ということで、特別な構築物ですとか機械、それらは一切所有してございません。あくまでも自然発酵による堆肥生産ということで処理方式が違っておりますので、それらへの将来的な考えといたしましては、あくまでもこれは地域の中の一部の堆肥の自然発酵処理という施設と考えてございます。

○議長（伊藤福章君） 10番、戸沢藤一君。

○10番（戸沢藤一君） そういうダンプ、あるいはその重機というか、シャベル、そういうのがあるということは、それを格納している施設というか、建物はあるわけですよね。当然あるかと思えます。それによるいろんな経費というのにかかるわけだと思えますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） これらの施設の管理でございますけれども、基本的には堆肥舎だけしかございません。機械の格納庫は建築されておりません。それで、これらの機械につきましては、合併前につきましては町の所有で町が経費を負担しておりましたけれども、現在は18年4月1日から一ツ屋堆肥生産組合、こちらの方に無償貸与という形で利用者が経費を負担するという形をとってございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「まあまあ、いいです」の声あり）

1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） 私も戸沢議員のように初めて聞いた、六郷にあるということは初めて聞きました。ただいま課長の答弁でよくわかりましたけれども、この辺はまず販売することなのか、あるいはしないことで、あるいは六郷に畜産農家どの程度いるのか、それから後継者の方たちの地域だけなのか、六郷全体のものでこういうものでやっていたのか、その点についてまずちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 現在六郷地区には畜産農家が約7戸ほどございます。それで、これら

の施設につきましてはあくまでも旧町村の区域内の一部畜産農家の組合、それらの方々に堆肥の処理と家畜のふん尿処理の施設という位置づけでつくられてきました。ただ、施設が余りにも規模的にも小さいというようなことと、あくまでもその自然発酵処理、それらの施設という位置づけで、堆肥舎そのものも110平米という程度の小さなものでございます。

○議長（伊藤福章君） 1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） 小さい30坪しかない建物だし、簡単に堆肥をそこに積んでおくということになるけれども、やはり今相長根に3億5,000万円するもの、大規模なものを今建設中でございますので、やはりそこに統合して、それから幾らも時間かかりません。道路も改良されて大変いい道路なので、そういう状況を踏まえてこれからやはり検討して、あそこに一括やるべきではないのかなと。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） ただいまの件でございますけれども、基本的には今つくります堆肥センター、こちらの方を抜本的に使用していただくということでお願いしてございます。それから、ここでつくりました堆肥につきましてはあくまでも自己完結ということで、そちらの方での処理ということをお願いしてございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） 今こういろいろ質問あるようですけれども、そうすると千畑の堆肥センターのこの大規模改修といいますか、新築の場合に、この六郷地区の生産組合にもこちらにかたるとか、そっちを解消してとか、あるいは組合員の意向とか、そういうものを聞いたものですか。それとも、もし組合員の意向を聞いたとすれば、どのようなことが。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） お答えいたします。

現在の建築につきましては、昨年の検討委員会設置の段階で全畜産農家の方に堆肥利用につきましてのアンケート、それから、それらを調査してございます。それとあと、それにつきましての説明会、これも再三開催してございます。また、この六郷堆肥地の一ツ屋生産組合でございませぬけれども、こちらの方につきましても現有施設が利用の利用率、それらにつきましても新しい堆肥舎、そちらの方に一括して利用していただくようお願いはしてございます。また、生産量、それらにつきましても、あくまでも現在の構想といたしましては堆肥の一時保管場所というよう

な形でこの施設の利用を今使っているところでございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「ちょっと」の声あり）

12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） 今私、逆に千畑の今までの施設がどの程度の規模でどのようなものを販売していたかわかりませんが、六郷地区は非常に近いということで、非常にやはり有機栽培のあれで有効利用されているものと信じております。ところが、今のこういわゆる公害問題だとか何とかでいろいろこうあって、今千畑にこのような立派な施設ができたと思いますけれども、やはり距離的にもいろいろありますし、いわゆるローダーとかダンプとか、そういう施設の使用頻度なんかも考えまして、もうちょっと地域の農家の意向を把握しながら進めてもらいたいと思います。それについて一言。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） それらにつきましては、再三にわたりまして説明会を開催しておりますし、それから、いろいろな要望とか申し出、それらも賜ってございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第54号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第54号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 美郷町堆肥センター設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第55号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第3、議案第55号 美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、熊谷隆一君。

○4番（熊谷隆一君） このことにつきましては、再三にわたる全員協議会での説明、また、議決を経て第三セクターによる株式会社の設立というところまで話がこう煮詰まっております。そのことに対しては非常にこう低コストで運営されるようにいろいろな努力がなされたと思えますけれども、これまでの説明にあるとおり、生産量が3,000トンとかという膨大な量になるように聞いております。また、事業費も県の事業とはいえ、大変な事業費でもありまして、ただ、今農業がこういろいろ厳しいと言われておりますけれども、やはり農業生産、特に耕種的農業にあつては堆肥の威力というものは非常に高いと思っております。したがって、この利用についてどのようにしくのかというのは、大変美郷町の農業の将来に大きなこう影響を与えたいと思いますので、この利用についてどのように町がかかわっていくのか、お伺いしたいと思います。

ということは、第三セクターなり、自営なり、あるいは生産者にだけこう研究開発とか、また栽培試験的なものを担わせるのか、やはり町としてもこれがあるおかげで日本一、素晴らしい農産物ができたとか、そういった先進事例もあるわけですので、そういうかかわりについてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） ただいまの質問にお答えいたします。

生産されます堆肥3,000トンでございますけれども、これにつきましては、第1点といたしましてブランド品目、これらの中でそれぞれの作物でどの程度堆肥を使用して、どういった良質な製品ができるかということで、現在振興センターの部会におきましてそれぞれ農業団体、それらを合わせまして堆肥の有効活用、特にそのブランド品目、これらの位置づけ、そしてそれらの有利販売、これらについての検討を進めているところでございます。

また、第2点といたしまして、「こだわり米」、これらの中で美郷産の米、これらに堆肥を使いまして、それを有利販売に結びつけると。それらについても今後検討を進めてまいらなければいけないと。そういう部分で町としてはリーダーシップをとりながら、堆肥を使った有利販売、そしてそれらの良品質のブランド化を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（伊藤福章君） 4番、熊谷隆一君。

○4番（熊谷隆一君） ということは、予算化してある程度こう試験的な分野も町が、今こういう時代ですから予算の額もおのずと決まってくるとは思いますが、担っていく、いつていただきたいと思えますし、そういうお考えがあるのか、伺います。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 今のご質問にお答えいたします。

経費的なものでございますけれども、基本的にはそれぞれの各農業団体、町、県、それらの役割分担の中で事業なりブランド化を進めていくのが最も最善の方法と考えてございます。経費につきましては、必要が出た場合それぞれお願いしていきたいと考えてございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）9番、武藤 威君。

○9番（武藤 威君） 今の熊谷議員とも関連ございますけれども、この施設ができて稼働した場合、例えば前より量も多いと。しかも、質もよいものをつくりたいと、つくるという計画、もちろん計画に向かっていくわけでございますけれども、機械の内容も違ってくるだろうと思いますし、第一、私聞きたいのは、その後で稼働した後で使われるいわゆる消耗品のうちの一つにもなっておりますけれども、菌も使うと思っておりますけれども、その処理するときのいわゆる微生物ですけれども、今この微生物関係でも日本国中外国も含めてまず何百何千という形でこうあちこちで開発が進められておるようですけれども、ときたま議会に出るわけですので、その菌の購入ということで相当の量になると思っておりますし、例えば大きい会社が二つぐらいあるそうですけれども、それ以外だかもしれませんし、できるならばどこで研究しているのかと。例えば、それは使っていないと思っておりますけれども、EM菌といえは沖縄の比嘉先生、比嘉教授とか、いろいろそういう研究所とかそういう出場所の会社、あるいは菌名、それがわからなければ、どこから、何県から来ているといえは大体わかりますので、その辺教えていただきたいと思っております。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

堆肥センターの発酵方式でございますけれども、やはり議員ご指摘のとおり、通常堆肥センターでございますと、それらの発酵菌、これらが現在日本の国では10数社、これらがあると聞いてございます。その中で日本雪印の株式会社、そこの部分で研究しているところが進んでいるとも聞いてございます。ただ、現在考えております堆肥センターにつきましては菌の購入は考えてございません。というものは、ランニングコストを考えた場合、菌の補充が年間数百万円単位でかかるということがございまして、先般北海道に視察にいきました東神楽町、こちらの方では青森の堆肥センターの方から菌を無償でいただいて、自分たちで自家培養して使っているということで、今回のモデルといたしておりますところの北海道の東神楽町、そちらの堆肥センターの方にできれば同じような形でお願いできないものかと考えてございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。

9番、武藤 威君。

○9番（武藤 威君） やはり今課長が言ったとおり、自家培養というのが今また各農家でも研究しながらやっているような時代になってしまいましたので、大いにその辺をいい方に向けてこうやっていていただきたいと、それをお願いして終わります。

○議長（伊藤福章君） 答弁はいいですね。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） これ私もただいま聞いてみるのが、安易な簡単なことなんでしょうと思いますけれども、アクティセンター開業したときは、ただそれを売ればいいということで、どんどんこう安く売ったわけですけれども、今度は他町村から買いに来て成分も全然わからないと、そういうことがありまして、これから今度は成分を検査してつけてやりました。そういうことをこれ堆肥センターでそれをやるのに今度もみ殻混ぜるので、堆肥までにいいので、そういう方法あるのでその点についてまず1点伺いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 良質な堆肥を生産して農家に安心して使っていただくために、やはり成分分析、これらは必須と考えてございます。また、成分分析だけではなくて、慣行の試験栽培、実際に農家に栽培していただきまして、それらの成果、それらの概要を踏まえた上での優良堆肥の販売を考えてございます。

○議長（伊藤福章君） 1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） それは確かにいいことだと思いますので、徹底的にそういう調査をしていただきますが、これ来年の4月、20年の4月に稼働するわけですけれども、今まで畜産農家は野積みになっているわけですけれども、場合によってはもう垂れ流しということが見受けられます。それを徹底して農政課なりどこにもそれを検査して、調査して、もとに復帰してきれいに環境を整えていくのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） お答えいたします。

畜産農家の環境問題でございますけれども、これにつきましては大曲の家畜保健所、こちらの方と一緒にしまして、それぞれの使用頭数に応じまして農家の庭先を全部巡回いたしまして個々の指導を行ってございます。また、それらの中で特に堆肥舎の設置、それら等に対応が一部

不備な方、それらにつきましても大曲家畜保健所の方と一緒に新しい堆肥センター、これを使っ
ていただくということでお願いしてございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第55号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第55号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 美郷町堆肥センターの設置及
び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第56号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第4、議案第56号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第4号につい
てを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 15ページ、歳出の方、9款消防費1項2目の非常備消防費13節の委託料に
ついて質問いたします。

説明の中で防災行政無線についての設計監理委託料ということで、この防災行政無線につい
ては昨年12月定例でも私一般質問しておりますし、それから、昨年10月においては国から国民
保護のための情報伝達手段として全国瞬時警報システム、J-ALERTの設置を進めるという
ようなことがありました。防災行政無線については本来の目的である防災はもちろんのことであ
りますけれども、地域融和あるいは日常における情報伝達としての活用ということで、非常に私
なりに有効であるというふうに考えておりました。

ところで、今回この設計監理委託料ということで20万円ほどというか、20万円計上されてお
りますけれども、今現在町で考えている今後の進め方あるいは計画についての考え方など、現時点

の考え方、進め方の計画で結構ですので説明をお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

今議員からご質問されましたこの事業につきましてでございます。こちらの事業につきましては、計画では20年度の事業開始ということで県、国の方に要望しておるところでございます。こちらの委託料等につきましては、それらに伴います概算設計的な委託料になってございます。

今議員おっしゃられましたとおり、国民保護の関係上 J - A L R E T の情報をそれら施設を通じ住民の方に瞬時に伝える手段としての国の方の指導もございまして、防災無線を含めまして、今現在細部について検討、協議をしているところでございます。具体的にはこれからのいろいろな具体の協議になろうかと思っておりますけれども、内容的にはその防災のメインの事業としてございます。今後につきましては、有効な整備を図るためこれから協議して煮詰めていく必要があらうかと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。

17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 私なりに本当にぜひこう敷設に向けて公債比率、経常比率ともに非常に厳しい財政の中でありましてけれども、何とか有利な財源などをこう考えながら何とか進めていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁ありませんね。（「いません」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 2点ほどお伺いいたします。

まずその1点目は、清掃費についてですけれども、この補正予算で有料ごみのごみ袋の制作を委託するわけですが、この有料ごみ袋はいつまで使われる分なのか、来年度いっぱいなのか、それとともにあえず予算化したものなのか、その点と、それとやはりごみを少なくするためには徹底した分別収集が必要だと私一般質問で言うておりますけれども、今旧3町村での分別収集の足並みもそろっていない状態です。六郷ではエコバッグを使いながら7分別収集を行っているわけですが、まずそこら辺から始めていかなければいけないと考えておりますが、そこら辺の方向づけをどう考えているのか、まず清掃費についてそれをお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

有料袋の枚数の積算につきまして、根拠につきましてでございます。

ごみの有料化は平成20年度からの施行になるわけでございますけれども、平成20年4月1日からスタートするにしても、有料袋につきましてはその前に販売店の店頭の方に陳列しておく必要がございます。その関係上、当面町内の販売店の数に当面陳列できる最低の枚数を積算してございます。年間でいきますとごみの減量化等に関連して枚数も想定よりは減ってくる可能性はありますけれども、現在はこの予算計上している部分については当面の販売店に陳列する枚数になってございます。

それから、ごみの有料化、資源化等の含めた地区ごとのばらつきについてのご質問でございます。こちらにつきましては、収集体制等いろいろ差異がございます。具体的に申し上げますと、資源化、アルミ缶、スチール缶等につきましてはエコバッグの収集を行っておるところもございます。それから、古紙等につきましては集積所単位に収集して行っている、資源化を図っている地区もございます。今後につきましては議員おっしゃられますとおり、できるだけ早い機会にそれらの一本化に向けての対応が必要かと考えてございます。今後につきましては鋭意それらの努力をしてみたいと、そういうように思います。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） もう1点お伺いいたします。

農林水産業費で74件の債務負担行為の償還を繰り上げ償還するわけですが、町長の招集あいさつでもありましたように、実質公債費比率が19.5%だと。この繰り上げ償還によってこの実質公債費比率が何%ぐらいになるのかという点と、また、今後の債務負担行為事業の考え方はどうしていくのか、そういうような実質公債費比率に含まれるとすれば、やはり慎重に取り扱うべきものだと思いますけれども、そういう今後の考え方についてお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） お答えいたします。

一つ目の繰り上げ償還による数値の何か下がる度合いと申しますか、そういうご質問のようですが、今回2億7,200万円ほど準備してございますが、数値そのもの下がる幅は目に見えるような数値にはならないということで考えてございます。ただ、確実に言えることは、公債費であ

れ、債務負担行為であれ、返済する残額が確実に減っておりますので、数値は徐々に確実に下がっていくものと考えてございます。

それから、債務負担行為の今後についてでございますが、これも公債費と同じで借金はこれ以上ふやさないと、ふやすことによって次の世代にその負担を強いることは避けたいという考え方で予算措置してございますので、事情によるかとは思いますが、基本的には借金はふやさないという方向で予算化、予算措置していきたいと考えてございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） 町有財産のことだけれども、この前課長の説明では保安林は間引きして19年度から5年間やると。2カ所今のところ計画しておりますけれども、私たち総務で現場を見たわけでございます。この時は3カ所、六郷、千畑、仙南と3カ所現場を見て帰ったけれども、やはりかなりその間引きしなければできない場所も多々あるわけですので、この2カ所だけでやめるのか、また、きのうの新聞だかと思いますが、この保安林の方にはかなり国でも金を入れて力を入れてやるということが書いておりましたけれども、終わった時点でまだまだこの財産区をもっと整備して、やはり売るにしてもきれいならば買い手もいると思いますので、そういう考えのことをどういうふうこれから財産区もっていくのか、その点についてお伺いしたいと思えます。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 財産区の対応についてお答えいたします。

今回約32ヘクタールの間伐を予定してございます。これは幸いにも国の事業であとほとんど出費しないまま手入れができるということで大変喜んでるところです。ということで、今後の計画ということになります。今急を要する場所が仏沢の旧鎌田財産区の部分が急を要する状況でございます。これ「急」というのは間伐という意味でございます。この1カ所だけが今忙しい場所となっております。それ以外の瀧尻とか、黒沢の大平とか、こういう部分については状況を見ながら計画的に進めていきたいと考えてございます。

というのは、手入れに関しては非常に大きな予算を必要としますので、できるだけならば負担が少ないように、国の補助事業等を利用しながら、そちらの状況とかみ合わせながら判断していきたいと考えてございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。

1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） それはわかりました。

次に、14ページですけれども、新設道路改良工事、これ12路線が今回工事するという事にしてあるので、現在現道舗装まだどの程度あるのか、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 現道舗装ということでしょうか。（「はい」の声あり）

舗装率の関係につきましてはちょっと今資料がございまして申し上げられませんが、後ほど申し上げたいというふうに思います。

それから、今回補正の12路線といいますのは、緊急性のある道路を計上したということですので、ご理解いただきたいとします。

○議長（伊藤福章君） 1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） 私の言うのは、現道舗装でも宅地、宅道です。小西に行く現道でございませぬ。だから不公平のないようにまず早めに予算はあるけれども、早めにしてもらって、うちまで、除雪なり、そういうことできるようにやっていただければ幸いです。はい。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） お答えいたします。

現在要望されている路線が70件ほどございまして、そのすべてを実施するというのはなかなか難しいこととさせていただきますので、やはりその生活道路、また安全性等を考慮いたしまして緊急性のあるものから実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） ほかに質疑ありませんか。

20番、飛澤龍右エ門君。

○20番（飛澤龍右エ門君） 13ページの農業振興費についてお伺いをします。

夢プラン応援の補助でございますけれども、これはやはり農家にとって非常に大きな魅力的なものでございますけれども、いずれこの金額に対してはこれだけふえたということはまずどういう形、理由というか、それをちょっと教えてもらいたいのですけれども。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） ただいまの質問にお答えいたします。

この夢プランの補正の件の案件でございますけれども、これにつきましては昨年の10月末で夢

プランの事業の締め切りを行ってございます。その後でさらに申し込みの忘れた方がまず第1点、それから、第2点は集落営農の中で話し合いの中で新たに機械の導入、これらが必要になってきたということで農協なり農業団体の方に要望されている方、それから、認定農家の経営改善の中でやはり新しい作目に取り組みたいと、そういうふうな経営改善の中での新規要望、それらの分の、通常でありますと10月要望で一括取りまとめするわけでございますけれども、現時点で賜っている部分のこれまでの積み上げでございます。

○議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右エ門君。

○20番（飛澤龍右エ門君） この夢プランがふえるということは、農家はもちろんのこと、意欲があつてこういう何というか、補助を利用するわけでございますけれども、いずれ未確定でございますけれども、この夢プランに関して県の方でもなかなかこう財政も厳しい折、見直しがかかるのではないかなといううわさも出ておりますけれども、県は県として、町の今後の補助体制は今までどおり行っているかいけないか、そこら辺をちょっとお伺いします。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） ただいまの質問にお答えいたします。

夢プラン事業につきましては県との協調助成で現在助成してございます。それらの内容で町としての今後の対応を決める場合は、やはりどうしても県の方の対応、これが一つのそちらの方に従って進めるべきと思っております。

○議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右エ門君。

○20番（飛澤龍右エ門君） そうすれば、今県の方では3分の1助成、それに町では6分の1かな、そういう率で助成されておりますけれども、それもやはり県が変われば町も変わるということでございますか。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 現段階ではその点については明確なお答えはできないものと思っております。あくまでも県の方に町といたしましては夢プラン事業の継続、それから、補助率の堅持、これらを強く要望してございます。

○議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

9番、武藤 威君。

○9番（武藤 威君） 11ページの町有林の保育事業ですけれども、これ19年から23年までの事業ということであるようでございますけれども、間伐しながら手を加えていくということのようで

すけれども、もちろん今外材もだんだんに値上がりムードになってきている一方、ただ、国産材も使いながらやりたいという大工さんたちがいるわけですけれども、その大工さんたちもだんだんに今仕事とれなくなっている。いわゆる銀行とかデパートで家を売るような時代になってきておるようでございますし、そういう中で相場価格、平米5,500円から6,000円という金額を出されておるようでございますけれども、これどこで調べたかと言えばいいのか、森林組合の中で、どこから、それとも町、町内で、庁舎内で専門家がいるのかどうかと、そのあたりをまず一つ聞きたいと思っておりますし、いつも私言うわけですけれども、角館のカーブのところの市場まで持っていく運賃と、アラスカだかどこか外国から土崎まで入る船賃とどちらが高いというのと、この辺から角館に持っていく運賃が高いというような状況のもとで今大変だと。だから山にも手をかけていけないというような状況で、ちょうどいい予算をいただきながら管理していくというのは大変いい事業だと思いますけれども、その辺のこの、例えば平成19年から23年とそう一応計画あると思っておりますので、ことしは何ぼやって来年は何ぼやって最後はやり通すと、そのあたりを聞いておきたいと思っております。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） お答えいたします。

最初に、19年度から23年度までの事業というとらえ方でございましたが、今考えているのは、当面19年度の事業1年だけと考えてございます。20年度以降につきましては補助金の動向、そういうのを勘案しながら検討したいというぐあいに考えてございます。

それから、相場価格5,500円から6,000円と申し上げましたが、これは山のプロであります仙北東森林組合から現在の土場の相場をお聞きした金額でございます。

それから、今後のこととなりますが、この里山の事業は向こう5年間ございますが、補助事業ですのでこれから先補助がどれくらい確保できるのか、そこら辺と相談しながら対応しなければならないと思います。これは事業主体は仙北東森林組合となりますが、森林組合でどれだけ補助を持ってこれるか、その動向によるものと考えてございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

19番、戸澤 勉君。

○19番（戸澤 勉君） 今回の町有林の質問に関連して、私は町有林はカントリーエレベーター周辺と、それから弓道場の公民館の北側にも立派な町有林があります。それで、担当の方をお願いして住民からの指摘もありまして、あそこは並木の見物にたくさんの観光客が訪れたり、また、町

の名所や町の顔として広く宣伝されておるわけですが、補助がないとなかなかやれないということなのか、要望してもあそこいろいろ雑木やらで非常に見ても見場が非常に悪くなっております。それが今回のことと関連して質問するわけですが、補助がないとこれからも手がつけられない、つけれないということなのか、ぜひ手をつけてきれいにしていきたいなどということですが、お願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） お答えいたします。

今議員ご指摘の場所ですが、基本的には該当するような補助はございません。というのは、今仏沢地区で利用したいと思っております里山というのは、名前のとおり集落の近くの山が対象ということになってございますので、今議員ご指摘いただきましたカントリー周辺とかは平地帯になっておりますので、山という解釈はされてございません。そういうことで現時点では該当にならないものと考えてございます。が、補助してくれるところとこれから協議しまして、何とか手法はないかということも加えて相談していきたいと考えてございます。それから、間伐材の今売却益も出ますので、それがどのくらい上がるか、売ってみなければわかりませんが、その売却益とも相談しながら今後考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

6番、中村利昭君。

○6番（中村利昭君） ただいまの戸澤議員が質問されました件に関連しますけれども、この里山事業のタイプはたしか3タイプぐらいあったかと思っております。その中で間伐、下刈り等のその山の手入れが一つ、あとはその地域の環境を整備するための一つが観光にかかわりのある整備の補助対象もあるはずなんだけれども、そこら辺は全く関係ないものでしょうか、あの地域は。たしかそういうふうな観光にかかわる部分のタイプもあったはずなんですけれども、そこら辺のことをちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） ただいまの質問にお答えいたします。

里山エリア再生事業でございますけれども、ただいま議員がおっしゃられたとおりのことで事業の内容が固まっております。ただ、この事業につきましては事業主体が東森林組合、こちらの方が事業主体となりまして、美郷町をエリア内に入れてございます。その中で東森林組合の方の事業説明の中では観光の部分についての説明の話は現時点ではございませんでした。

○議長（伊藤福章君） 6番、中村利昭君。

○6番（中村利昭君） 私もこの件に関して大変関心がございまして、これは官のみならず民有林についても整備すべき時期だというふうに思いまして、いろいろと振興局の方にも行って資料等いただいております。そちらの方の資料と今回町がやられようとしている事業の内容が違うものか、ちょっと確認、自分もしてみたいんですけれども、私は3タイプあるというふうにご指導いただいておりますけれども、その面積要件がございまして、30ヘクタール以上だという部分がネックになるようなんですけれども、そこら辺の緩和措置がないものかどうかということも確認したいんですけれども。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 今のご質問でございますけれども、里山エリア再生事業、これらの中での事業主体の位置づけ、これが東森林組合ということで組合員が所有している山、それから、里山ということで人が住むところのすぐ隣の山、これらがエリアの区域となって美郷町の部分のすべての里山をエリアにさせていただいております。その中で事業主体であります東森林組合の方では観光に関する部分、これらが組合員の利益とイコールにならないというような観点から、観光に関する部分でのエリアの事業、それらの設定をしておりませんでした。ですから、事業内容そのものにつきましては観光の部分も、現在手持ちの資料がございませんのではっきりお答えできませんけれども、それらの部分についての内容、それらが東森林組合では実施して採択して申請していないということでございます。

○議長（伊藤福章君） 6番、中村利昭君。

○6番（中村利昭君） そうすれば、この事業主体は何も森林組合のみならず、山の地権者であれば、多分30ヘクタールという面積要件をなかなか満たせないということで、個々の地権者の方がいろいろそういう行動に出られないでいる状況のようです。私の確認したところによりますと、「何名か合わせて30ヘクタールという面積要件をクリアしていただいてもその地主さんたちが直接申請なさってやることも結構です。ただし、かなりハードルが高いので」というふうなお話もございましたけれども、そういう状況の中で自然保護、観光、それをセットでやる場合は面積要件が若干違ってくるようなご指導もございましたんですが、そこら辺は全くその森林組合が事業主体でなければやれないものだということではないように私は理解しておりますが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） お答えいたします。

観光に関する部分の事業の採択要件でございますけれども、現在手持ちの資料がございませんので、確認してお答えしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第56号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第56号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第4号については原案のとおり決しました

◎議案第57号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第5、議案第57号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第57号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第57号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 平成19年度美郷町国民健康保

険特別会計補正予算第1号については原案のとおり決しました。

◎議案第58号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第6、議案第58号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第58号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号については原案のとおり決しました。

◎議案第59号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第7、議案第59号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第59号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第59号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号については原案のとおり決しました。

◎議案第60号の質疑、討論、表決

○議長(伊藤福章君) 日程第8、議案第60号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第60号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第60号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号については原案のとおり決しました。

◎委員会報告

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第9、陳情第10号 「割賦販売法の抜本的改正を求める陳情書」については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長澁谷俊二君、登壇願います。

(総務常任委員長 澁谷俊二君 登壇)

○総務常任委員長(澁谷俊二君) 9月4日の本会議において審査を付託されました陳情第10号「割賦販売法の抜本的改正を求める陳情書」についての審査経過と結果をご報告いたします。

9月5日、午前10時より総務常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。このことについてはニュース等でもたびたび報道され、国でも同法を改正する動きが見られるなど、深刻な問題と

なっております。このようなことから、陳情内容については採択が相当であるといった意見が多数出され、採決の結果、全会一致で採択と決しましたのでご報告いたします。

○議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

陳情第10号についてこれより採決いたします。

お諮りします。陳情第10号についてただいまの委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、陳情第10号は総務常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、日程第10、陳情第11号 「非核・平和自治体宣言」の採択を求める陳情については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長澁谷俊二君、登壇願います。

（総務常任委員長 澁谷俊二君 登壇）

○総務常任委員長（澁谷俊二君） 9月4日の本会議において審査を付託されました陳情第11号「非核・平和自治体宣言」の採択を求める陳情についての審査経過と結果をご報告いたします。

9月5日、午前10時より総務常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。このことについては町村合併に伴い旧町村の宣言が失効したため、新たに「非核・平和自治体宣言」が必要になったことによるものであることから、陳情内容については採択が相当であるといった意見が多数出され、採決の結果、全会一致で採択と決しましたのでご報告申し上げます。

○議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

陳情第11号についてこれより採決いたします。

お諮りします。陳情第11号についてただいまの委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、陳情第11号は総務常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、日程第11、陳情第12号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長澁谷俊二君、登壇願います。

（総務常任委員長 澁谷俊二君 登壇）

○総務常任委員長（澁谷俊二君） 9月4日の本会議において審査を付託されました陳情第12号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情についての審査経過と結果をご報告いたします。

9月5日、午前10時より総務常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。建設労働者の適正な賃金、労働条件の確保という観点から、陳情内容については採択が相当であるといった意見が多数出されました。採決の結果、全会一致で採択と決しましたのでご報告申し上げます。

○議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

陳情第12号についてこれより採決いたします。

お諮りします。陳情第12号についてただいまの委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号は総務常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

以上で委員会報告を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

(午前11時04分)

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時14分)

○議長（伊藤福章君） 先般の質疑において答弁を得られなかった交付税について、総務課長より答弁願います。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 決算審査における吉野議員の質問にお答えいたします。

質問の内容は、臨時財政対策債の償還金が平成18年度において交付税への算入措置がなされているかということでしたが、この臨時財政対策債というのは一般財源の不足に対処するための地方債で、100%交付税算入されることになってございます。結論として、18年度に算入措置されております。ちなみに18年度の償還額は1億2,371万7,000円ほどでございますが、算入額は8,157万4,000円となっております。約4,200万円ほど算入額は少ないこととなりますが、これは算入額の算出に一定の計算方法があるためで、いずれほぼ100%交付税措置されるということになってございます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） ここで暫時休憩します。

(午前11時15分)

○議長（伊藤福章君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

(午前11時16分)

○議長（伊藤福章君） ただいま配付しました追加日程表のとおり議案が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。
暫時休憩いたします。

（午前 11 時 17 分）

○議長（伊藤福章君） 休憩を解き会議を再開します。

（午前 11 時 18 分）

◎発議第 12 号の上程、表決

○議長（伊藤福章君） 追加日程第 1、発議第 12 号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題といたします。

発議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 意見書の朗読は省略します。

ただいまの発議は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第 12 号について採決します。

お諮りします。発議第 12 号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 12 号は原案のとおり可決されました。

◎発議第 13 号の上程、表決

○議長（伊藤福章君） 追加日程第 2、発議第 13 号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

発議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 意見書の朗読は省略します。

ただいまの発議は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第13号について採決します。

お諮りします。発議第13号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

◎委員会調査報告

○議長（伊藤福章君） 追加日程第3、総務常任委員会所管事務調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から調査報告書が提出され、お手元に配付しております。この委員長の報告にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、調査報告書のとおり決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（伊藤福章君） 追加日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましてはお手元に配付しておりますとおりに派遣することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配付したとおりに派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（伊藤福章君） 追加日程第5、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたしま

す。

議会運営委員長及び議会広報特別委員長より審査中の事件等について会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時21分)

○議長(伊藤福章君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時22分)

◎常任委員会委員の選任について

○議長(伊藤福章君) 追加日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり議長より指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。よって、常任委員は皆さんのお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、常任委員会条例第2条で総務常任委員会の委員定数は8人になっておりますので、補欠選挙で当選された議員を総務常任委員会へ選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

各常任委員会の委員長、副委員長互選のため、暫時休憩します。

各常任委員会の委員長、副委員長選出時に、議会運営委員会委員及び議会広報特別委員会委員各2名の選出をお願いします。

それでは、暫時休憩します。

(午前 11 時 23 分)

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前 11 時 47 分)

○議長（伊藤福章君） ただいま各常任委員会において委員長並びに副委員長が選任されました。
その結果を報告いたします。

総務常任委員長に飛澤龍右エ門君、副委員長に鈴木良勝君。

教育民生常任委員長に深沢義一君、副委員長に森元淑雄君。

産業建設常任委員長に中村美智男君、副委員長に鈴木 一君。

以上でございます。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 48 分)

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前 11 時 49 分)

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（伊藤福章君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お手元に配付しております名簿のとおり指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、議会運営委員に福田 守君、戸沢藤一君、齊藤新一郎君、高橋 猛君、澁谷俊二君、杉澤隆一君とすることに決しました。

◎議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（伊藤福章君） 追加日程第8、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

お手元に配付しております名簿のとおり指名いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、議会広報特別委員に熊谷隆一君、鈴木良勝君、吉野 久君、高橋正治君、熊谷良夫君、戸澤 勉君とすることに決しました。

議会運営委員会並びに議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩します。

（午前 11 時 50 分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 0 時 01 分）

○議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員会並びに議会広報特別委員会において、委員長、副委員長が選任されました。その結果を報告します。

議会運営委員長に戸沢藤一君、副委員長に齊藤新一郎君。

議会広報特別委員長に吉野 久君、副委員長に高橋正治君。

以上であります。

ここで先ほど質疑において答弁をいただけなかった農政課長、建設課長より答弁を求めます。

農政課長。

○農政課長（照井智則君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

里山エリア再生事業でございますけれども、これは議員ご指摘のとおり間伐による再生、それから環境の保全、それから観光・文化財等の資源に留意した3点から事業申請が可能となっております。

なお、これにつきましては、里山エリア再生計画、これらの計画書の策定が義務づけられてございます。これらの計画を策定し、町がこれを承認した上で県の方に申請すると、そういう内容になってございまして、採択には面積要件、事業内容、団体要件がございまして、森林組合はもとより民有林の所有者が事業主体となることも可能な事業でございます。

なお、面積要件につきましては、仙北地域振興局の森づくり課でその旨の協議指導をするという回答をいただいております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 町道の舗装率の関係でございます。

町道の総延長が現在1,067キロメートルございます。これに対しまして舗装が480キロメートルと、率で申しますと45%となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですね。

◎秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

○議長（伊藤福章君） 追加日程第9、これより平成19年7月13日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙、美郷町議会における投開票を行います。

投票準備のため、暫時休憩します。

（午後0時03分）

○議長（伊藤福章君） 休憩を解き、会議を再開します。

（午後0時05分）

○議長（伊藤福章君） 議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（伊藤福章君） 在席議員の数を確認いたします。

暫時休憩します。

（午後0時06分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後0時07分）

○議長（伊藤福章君） 在席議員の数は21名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、4番熊谷隆一君、5番鈴木良勝君、6番中村利昭君を立

会人に指名します。

投票用紙への記載は記載台にてお願いします。

候補者名簿を配付します。

(候補者名簿配付)

○議長(伊藤福章君) これより選挙を行うのは、広域連合議会議員の市議会議員の区分であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(伊藤福章君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(伊藤福章君) 異状なしと認めます。

これより広域連合議会議員、市議会議員の区分について投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。はっきりと記載願います。

また、白票は無効となります。

議席番号1番の議員から順次記載台で記載して投票願います。

(各員投票)

○議長(伊藤福章君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

開票を行います。

4番熊谷隆一君、5番鈴木良勝君、6番中村利昭君、立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(伊藤福章君) 開票が終了いたしました。

投開票の結果を報告します。

投票総数 21票

そのうち有効投票 21票

無効投票 0票

有効投票のうち

竹内睦夫氏 20票

加賀屋千鶴子氏 1票

加賀谷正美氏 0票

以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(伊藤福章君) 広域連合議会議員選挙につきましては、投開票結果の報告までとなります。

なお、当選人は、選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数を集計し、決定となります。

これをもちまして平成19年7月13日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙、美郷町議会における投開票を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長(伊藤福章君) 以上で今定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成19年第6回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後0時17分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成19年 9月11日

美郷町議会議長 伊 藤 福 章

署 名 議 員 泉 繁 夫

署 名 議 員 吉 野 久